第二十五条の十二第二項中「前項に掲げるもののほか」を削り、同項各号を次のように改める。

一　健康保険法

二　第二十二条の五各号（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）に掲げる法律

三　前項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

第二十五条の十三第一項第三号中「（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第二十七条の十三第一項第三号において同じ。）」を削り、同項第四号中「被保護者」の下に「である場合」を加える。

第二十五条の十四を次のように改める。

第二十五条の十四　法第二十一条の五の二十九の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の二十第一項	小児慢性特定疾病医療費	肢体不自由児通所医療費
	第十九条の三第十項	第二十一条の五の二十九において準用する第十九条の十二
第十九条の二十第三項から第五項まで	小児慢性特定疾病医療費	肢体不自由児通所医療費
第二十一条	前条第二項の医療	第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療

第二十七条の二第三号中「被保護者」の下に「である場合」を加える。

第二十七条の十一第一項中「指定障害児入所施設」の下に「（障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。次項及び第二十七条の十三第二項において同じ。）を提供するものを除く。）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　第二十二条の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる法律

二　第二十五条の十二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

第二十七条の十一第二項中「前項に掲げるもののほか」及び「（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第二十七条の十三第二項において同じ。）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　健康保険法

二　第二十二条の五各号（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）に掲げる法律

三　第二十五条の十二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

第二十七条の十三第一項第四号中「被保護者」の下に「である場合」を加える。

第二十七条の十四を次のように改める。

第二十七条の十四　法第二十四条の二十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の二十第一項	小児慢性特定疾病医療費	障害児入所医療費
	第十九条の三第十項	第二十四条の二十一において準用する第十九条の十二
第十九条の二十第三項から第五項まで	小児慢性特定疾病医療費	障害児入所医療費
第二十一条	前条第二項の医療	第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療

第二十七条の十八中「（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）」を削り、同条各号を次のように改める。

一　第二十二条の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる法律

二　第二十五条の十二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

第二十八条中「又は法第二十七条第二項」を「又は同項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第四十二条中第九号を第十一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の二を第五号とし、同条第三号中「第四号及び第五号」を「第六号及び第七号」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二　法第五十条第五号の二に掲げる費用については、小児慢性特定疾病医療費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

三　法第五十条第五号の三に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によって算定した同号に掲げる費用の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

第四十二条の二第二項中「前条第三号」を「前条第四号」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条　削除

第四十五条の三第三項中「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項（法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）」に、「同条第三項」を「法第十九条の二十第三項（法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第十二条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（児童以外の満二十歳に満たない者に係る経過的特例）

第二条　児童福祉法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日において児童以外の満二十歳に満たない者についてのこの政令による改正後の児童福祉法施行令（以下「新令」という。）第一条の規定の適用については、同条中「満十八歳に達する日前」とあるのは、「平成二十六年十二月三十一日において児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）による改正前の児童福祉法第二十一条の五の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給を受けていた者であって、児童福祉法の一部を改正する法律の施行の日」とする。

（指定小児慢性特定疾病医療支援の負担上限月額の経過的特例）

第三条　改正法の施行の日の前日において改正法による改正前の児童福祉法第二十一条の五の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給を受けていた者であって、改正法の施行の日から継続して受けている法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等（次条において「小児慢性特定疾病医療継続者」という。）に係る新令第二十二条第一項の規定の適用については、平成二十九年十二月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。